

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 25 年 9 月 26 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 18 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○福井 輝夫 野口 佳子 辻 孝記
	中川 幸久 浜口 和久 宿 典泰 長岡 敏彦
	杉村 定男議長
欠席委員名	長田 朗
署名者	野口 佳子 辻 孝記
担当書記	津村 将彦
審議議案	議案第 80 号 平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）中 総務政策委員会関係分
	議案第 84 号 伊勢市市税条例の一部改正について
	議案第 85 号 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関 する条例の一部改正についてのうち、総務政策 委員会関係分
	平成 25 年 請願第 4 号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加 に反対する請願のうち、総務政策委員会関係部分
	「地方税財源の充実確保」を求める意見書案の提 出について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、危機管理課長
	情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長、行政経営課副参事
	ほか関係参与

審議の経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、辻委員を指名した。

直ちに議事に入り、議案第80号「平成25年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」、議案第84号「伊勢市市税条例の一部改正について」、議案第85号「伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正についてのうち、総務政策委員会関係分」、継続審査となっている平成25年請願第4号「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願のうち、総務政策委員会関係部分」及び「地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について」の5件について審査し、議案第80号、議案第84号及び議案第85号については全会一致で原案どおり可決すべしと、請願第4号については、賛成多数で継続審査にすべしと、「地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について」は全会一致で文案どおり提出すべしとそれぞれ決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

◎佐之井久紀委員長

皆さんおはようございます。御苦労さまです。

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

出席者は8名でありますので、会議は成立しております。

会議に入ります。会議録署名者2名を委員長で指名いたしたいと思っております。野口委員、辻委員の御両名にお願いをいたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る9月9日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、一つは議案第80号「平成25年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」、一つは議案第84号「伊勢市市税条例の一部改正について」、もう一つはですね、議案第85号「伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について」のうち、総務政策委員会の関係分及び継続審査となっております、平成25年請願第4号「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願」、並びに「地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について」、以上全部で5件であります。

お諮りをいたします。

審査の方法につきましては、委員長に一任を願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出があれば随時行いたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

【議案第 80 号「平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）」中、総務政策委員会関係分】

◎佐之井久紀委員長

それでは初めに、議案第 80 号「平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）」中、「総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の 10 ページをお開きください。

10 ページから 11 ページ、款 2 総務費を款一括で御審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

なしということでございます。

ないようですので款 2 の審査を終わります。

次に 22 ページをお開きください。22 から 23 ページでございます。

款 10 消防費を款一括で審査願います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、以上で款 10 の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に歳入の審査に入ります。

8 ページをお開きください。8 ページです。8 から 9 ページ。歳入はひとつ一括で審査をお願いしたいと思います。歳入一括です。

8 から 9 ページ、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の 1 ページに戻ってください。1 ページです。

よろしいですか。条文の審査に入ります。1 ページから 4 ページ。条文はこれも一括で審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、これで条文の審査を終わります。
以上で議案第 80 号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。
お諮りをいたします。議案第 80 号「平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）中、総務政策委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 84 号「伊勢市市税条例の一部改正について」】

◎佐之井久紀委員長

次に条例関係の審査に入ります。
条例等議案書の 1 ページをお開きください。1 ページです。
1 ページから 24 ページまで、議案第 84 号「伊勢市市税条例の一部改正について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

なしということでございます。以上で審査を終わります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

ないようですので以上で討論を終わります。
それではお諮りをいたします。議案第 84 号「伊勢市市税条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 85 号「伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について」のうち総務政策委員会関係分】

◎佐之井久紀委員長

次に、25 ページを開いてください。25 ページでございます。

25 から 41 ページまで、議案第 85 号「伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について」のうち、総務政策委員会関係分を御審査を願いたいと思います。

当委員会関係分は、伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正に関する部分です。26 ページです。ページでいきますと 26 ページを見てください。

発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、以上で審査を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

なしということよろしいですか。

はい、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第 85 号「伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について」のうち、総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【平成 25 年度請願第 4 号「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願」のうち、当委員会関係部分】

◎佐之井久紀委員長

次に継続審査になっております、平成 25 年度請願第 4 号「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願」のうち、当委員会関係部分を御審査願います。

当委員会の関係部分につきましては、この前も申し上げましたように、請願趣旨の 13 行目からですね。請願の 13 行目から 16 行目に記載のあります、I S D 条項の部分を中心にして審査をお願いしたいと思いますが、その他の部分でも当委員会に関係すると思われる部分については、御発言があればお願いをしたいと思っております。

I S D 条項というのは、簡単に言いますと、皆さんもう既に御承知のとおりだと思えますが、ある国の規制によって外国の企業や投資家が損をした場合、国際機関に仲裁を申し立てた後、相手国に損害の賠償を求めることができる取り決めに I S D 条項、簡単に言いますとそういうふうになるのですが、総務政策委員会としてはこの点を中心に審査を今までもお願いをしてまいりましたので、よろしくお願いをします。

御発言はありませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

T P P に投資という外国資本の権利を守るための分野があって、シンガポールの 4 カ国のときはこういう I S D 条項というのはなかったのですけれども、アメリカが後から入ってきて持ち込んだものでございます。

危険な条項の一つとされているのが、I S D 条項であって、今までは外資が日本に進出して商売を始めたが、利益が上がらなかったときは、日本に合わせて工夫していた。それでうまくいかなかったときは日本から撤退したりしておりました。

日本が参加すると、外資は、I S D 条項を振りかざして日本政府を訴えることができるようになります。そして思うように金儲けができないときは、日本の法律や政策が悪いからだ。俺たちは被害者なのだから、日本政府に損害賠償を要求するというのです。

訴えるときに裁判をかけるのは日本ではできません。ワシントンにある国際仲裁所という外資の利益を守るための機関です。

敗訴となったとき、天文学的な賠償金を課せられて、私たちの税金で負担をすることになります。

外資に都合がいいように法律や規制を変更させられるケースもあります。

国民を守る制度が外資によってゆがめられてしまいます。

国益、聖域なく T P P に断固反対して、食と暮らし、命を守る国民運動を展開したいと思っておりますので、これに賛成をいたします。反対に賛成です。

◎佐之井久紀委員長

非常に詳しく述べていただきました。

他にありませんか。辻委員。

○辻孝記委員

私どもといたしましては、今現在、I S D の条項等も含めてですが、国の政府のほうで

はその辺のところも含めて、どうするかということが交渉の中で進めておられるというふうに聞いております。

こういったことを考えますと、もうしばらくこの請願に関しましては、これは参加することに反対ということですので、今交渉をしている中で、今現在、それを見極める必要があるのではないかなというふうに私は思っております、そこのところは見極めた後で判断をしないと、今現在やってしまう、判断をするということになると、お互いに問題が起らないのかなというふうに思っております。

でありますので、できれば継続をしていただくのがいいのかなというふうに思っております。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。浜口委員。

○浜口和久委員

私も辻委員の意見と同じなのですが、これはI S D条項のことが書いてあります。そして政府は今、T P Pの参加についての交渉を行っているという段階ですね。

その中で政府与党といいますか、自民党の判断基準、T P P交渉参加の判断基準、これを明確にしているというふうな部分がございます。

これは6項目ございまして、この中にも国の主権を損なうようなI S D条項は合意しないというふうな形、それからこれは自民党から出ている、先の総選挙において自由民主党はT P P交渉参加に関し、6項目の約束を国民に対して行って選挙戦に挑み、政権復帰を果たしましたということで、この公約は国民との直接交渉の約束であり、党として必ず守らなければいけないというふうなことも出ております。

そして今、T P Pに参加をするかしないかというふうな状況の中で、交渉を行っているという現状でございますので、これがどうなるのか、この判断材料が今不足しているというふうな状況の中で、この請願をどういうふうに判断するかというふうな形は、ちょっと判断の材料不足の状況がございますので、私は辻委員と同じように継続審査にさせていただきたい、そのように思います。

◎佐之井久紀委員長

他にありませんか。よろしいですか。

そうしたらですね、ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

継続審査にすべしという御意見、採択すべしとの御意見が出ておりますので、まず継続審査にすべしということの決を採りたいと思います。

継続審査にすべき、ということに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

◎佐之井久紀委員長

ありがとうございました。

起立多数と認めます。よって、この請願につきましては、継続審査にすることに決定いたします。

【「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について】

◎佐之井久紀委員長

次に「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件につきましては、去る平成 25 年 8 月 8 日付けで、全国市議会議長会会長から各市議会議長宛に依頼があったもので、去る 8 月 26 日開会の議会運営委員会におきまして、当委員会で取り扱うことが決定をされております。

したがいまして委員長におきましては、御手元に意見書案を事前にお配りをしておきましたので、ひとつ御精読、ごらんください。読んでいただいていると思っております。

それでは、「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について御協議をお願いをいたします。

御発言はありませんか。発言はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 16 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について、発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

それでは自由討議をしたいと思っております。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決をいたしますが、この「地方税財源の充実確保」を求める意見書につきましては、委員会名で意見書を提出することとし、内容については文案のとおりとすることに決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって、「地方税財源の充実確保」を求める意見書につきましては、文案どおり提出することに決定いたしました。

当意見書案については伊勢市議会会議規則第14条第2項に基づき、小職から議長へ提出をさせていただきます。

以上で付託案件の審査は全て終わりました。

お諮りをいたします。委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件は全て終わりましたので、総務政策委員会を閉会をいたします。

御苦労さまでした

閉会 午前10時18分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員